

公的研究費等に係る不正取引に関与した業者への処分方針

令和3年9月1日

学長裁定

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費等の使用に係る不正取引業者への対応方針を以下のとおり定める。

1. 定義

公的研究費等は、以下の通りとする。

- (1) 国・自治体等から配分される公的研究費
- (2) 民間企業・団体から配分される研究費
- (3) 本学が配分する研究費

2. 適用範囲

本方針は、公的研究費等による研究に関し、当該研究を行うかなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）における教員及びその事務処理に従事するすべての職員、及び公的研究費等の取引に関与する業者に対して適用する。

3. 取引停止等の処分の対象

取引停止等の処分の対象となる業者は、次の各号に該当する業者とする。

- (1) 預け金や架空請求などの不正取引
- (2) 提出書類の意図的な改ざん
- (3) 当法人職員に絡む贈収賄
- (4) その他社会的な規範から逸脱した行為

4. 処分方針

- (1) 不正な取引に関与した業者への処分は、最高管理責任者が決定する。
- (2) 取引業者が、過去の不正取引について、自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免等を行うことがある。

5. 業者への周知

業者への周知は以下の通り行う。

- (1) 周知の内容

- ①公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針
- ②公的研究費に係る不正取引に関与した業者への処分方針

(2) 周知方法

- ①ホームページに掲載する。
- ②内容に変更があった場合には、速やかにホームページを更新する。

6. 誓約書の提出

公的研究費等の取引に関与する業者に対し、別紙様式の誓約書の提出を求める。

(1) 提出を求める業者

取引金額が年 50 万円以上を超える取引業者

(2) 提出の回数

原則 1 回

(3) 提出の時期

- ・本学との取引開始時
- ・本学における不正行為に関する規程・ルール等に変更があったとき
- ・その他、理事長が必要と認めるとき

かなざわ食マネジメント専門職大学

学長 殿

かなざわ食マネジメント専門職大学との取引に関する誓約書

当社は貴大学への物品等の納入について以下のとおり誓約します。

1. 貴大学が経理する全ての経費による研究活動の不正行為防止のための取組みの趣旨を理解し、貴大学規程等を遵守し、不正に関与しません。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議ありません。
4. 貴大学の教職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

年 月 日

住 所

社 名

代表者名

⑩